

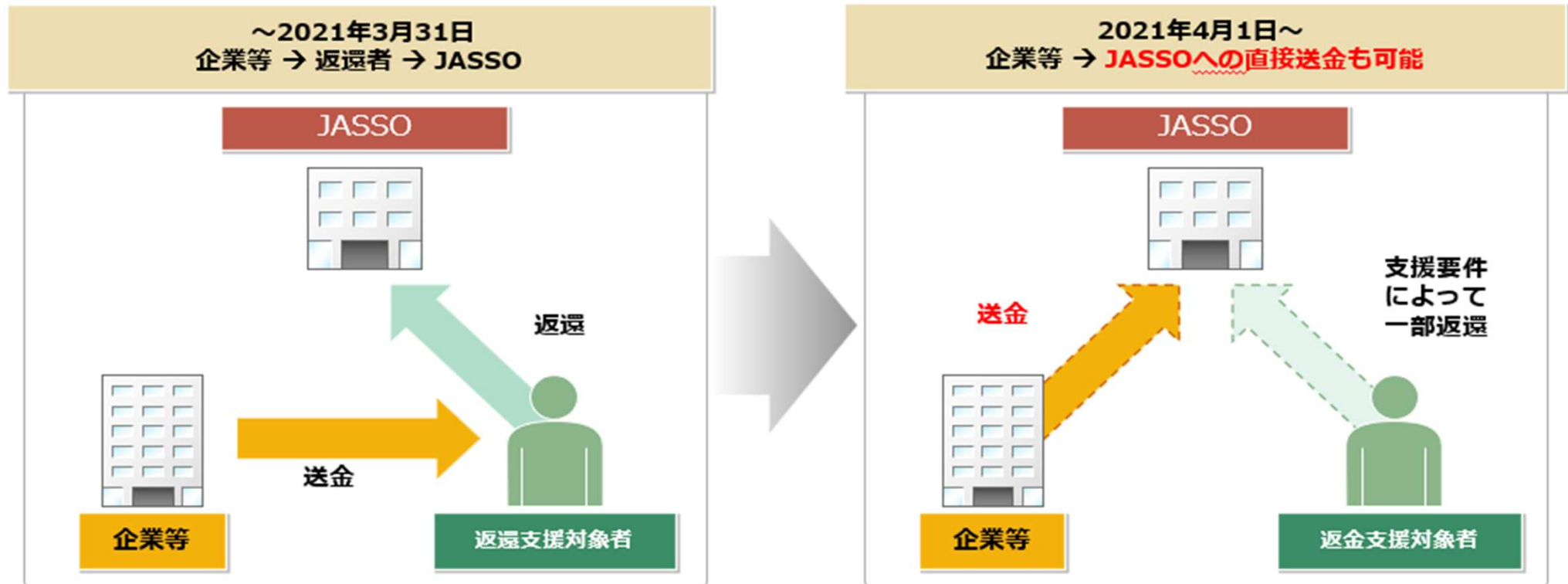
令和8年度「全国キャリア教育・就職ガイダンス」事例紹介 奨学金の返還支援（代理返還）制度の概要

令和8年6月24日
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部

奨学金返還支援（代理返還）制度の概要

1. 奨学金返還支援制度

奨学金返還支援制度（代理返還）は、日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員に対して、企業等が返還残額の一部または全部を代理で返還し、奨学金返還者を支援する制度です。



これまでは各企業等から従業員へ支援する方法のみでしたが、2021年4月より「企業等から機構へ直接送金する」ことが可能となりました。

奨学金返還支援（代理返還）制度の概要

2. 奨学金返還支援制度導入の背景

【奨学金利用者の状況】

- ✓ 2019年度時点で学生の概ね3人に1人が機構の貸与奨学金を利用。
- ✓ 物価が上昇する中、入社1年目、2年目の従業員は収入が少なく、奨学金の返還に苦慮。
- ✓ 本機構においては、低収入等で返還が困難な者に対し、減額返還制度や返還期限猶予制度などのセーフティネットを設けているが、一定の所得基準や取得制限がある。



将来のライフプランに不安を抱える若手従業員が多い。

【企業等の状況】

- ✓ 少子高齢化の影響等もあり、企業間における人材確保競争の激化に伴う採用難。
- ✓ 現代社会の流れに適した労働環境を求める若手従業員が増え、離職率が増加傾向。
- ✓ 返還する奨学金を従業員へ渡す仕組みではなく、本機構に直接奨学金の返還支援（送金）を希望する企業が存在。



人材不足に悩む企業が多く「人材確保や雇用安定」を求めている。

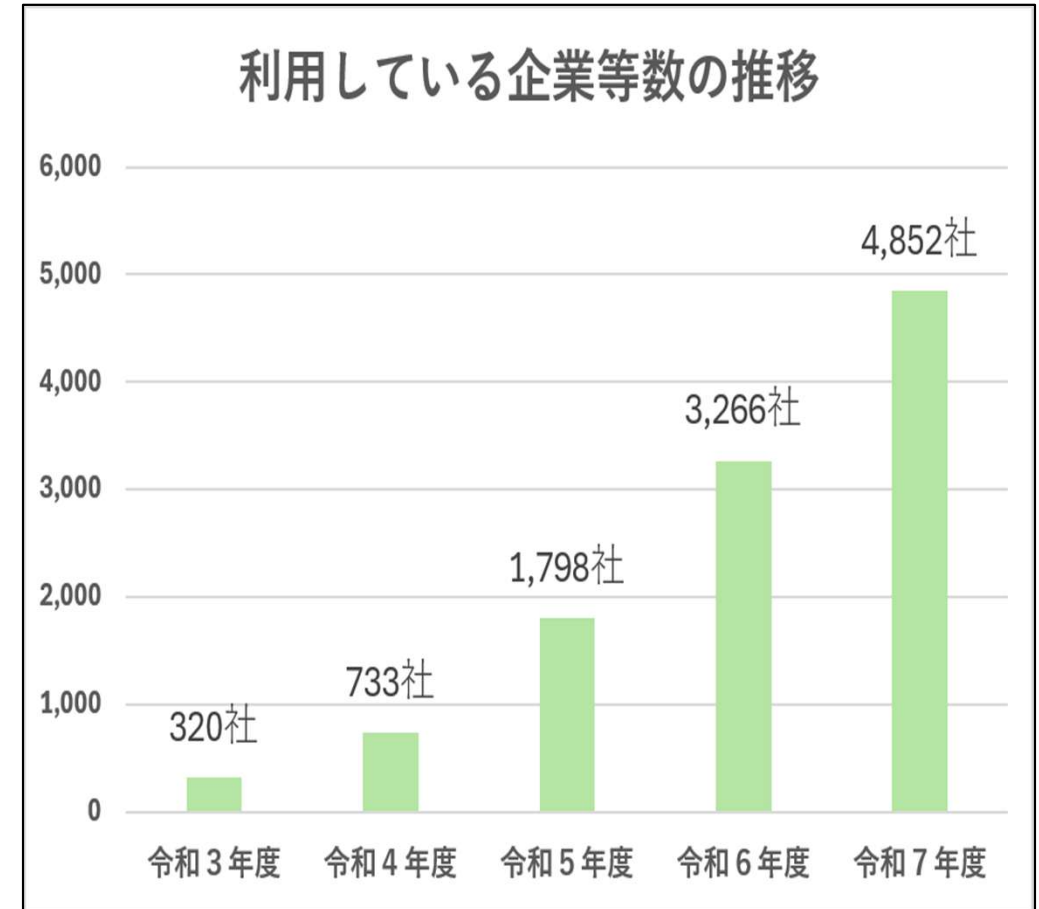


将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業で実施している奨学金返還支援（代理返還）について、2021年4月より、課税等の関係などを整理し、一定の条件の下で企業が本機構へ直接納められるようにしました。

3. 利用企業等数の推移

企業等の登録が年々拡大し、2026年3月末時点で全国で4,852社が利用しています。

	利用企業等数
令和3年度末	320件
令和4年度末	733件
令和5年度末	1,798件
令和6年度末	3,266件
令和7年度末	4,852件



4. 従業員、企業等のメリット

人材不足が深刻化し、若手人材の確保や離職防止が大きな課題となっている昨今、「奨学金返還支援（代理返還）制度」が課題解決の新たな一手として注目されています。

①従業員（返還者）の経済的負担軽減

企業等に奨学金の返還を支援してもらうことで経済的負担が軽減されます。

②従業員（返還者）の所得税が非課税となり得ます

企業等が直接機構に送金することで、従業員の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

③「人材の定着」で企業等の離職率が低減

若手人材へのアプローチや「人材の定着」で離職率が低減することで、人材の確保が期待できます。

④企業等の経費の一部としての「課税優遇」

学資に充てる費用となるため、法人税を算定するための損金算入ができ、かつ「賃上げ促進税制」の対象となり得ます。

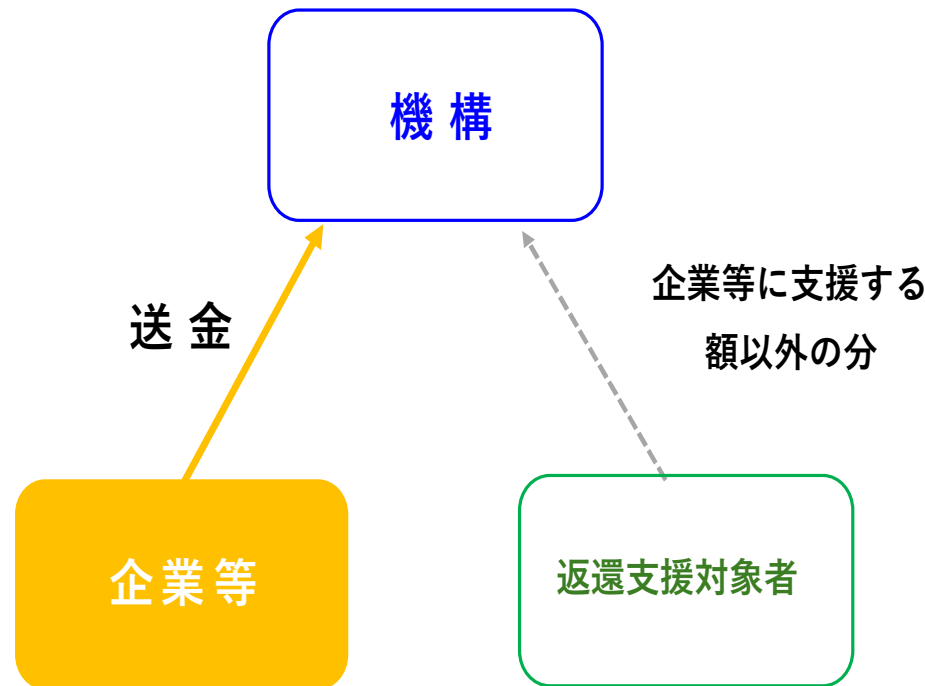
⑤企業等の「イメージの向上」

社会的なプロモーションや企業等のアピール材料としても期待できます。

5. 返還（送金）方法

機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員に代わって、企業等が返還残額の一部または全部を機構に直接送金いただきます。

企業等から機構への送金は、「口座振替」又は「払込取扱票」のいずれかの方法となります。
なお、企業等に支援していただく額以外の分については、返還者本人から日本学生支援機構へ返還します。



※返還支援対象者 = 企業等が奨学金の返還を支援する社員

奨学金返還支援（代理返還）制度の概要

6. 奨学金返還支援（代理返還）制度を利用するまでの流れ

企業等 返還支援対象者を決定



企業等 機構に支援を申請



機 構 企業等に返還支援制度を利用するための企業ごとのID・パスワードを発行



返還者 機構に「奨学金返還証明書」（返還総額、返還月額等）の発行を申請



機 構 返還支援対象者に「奨学金返還証明書」を発行



企業等 「奨学金返還証明書」で返還総額、返還月額等を確認し支援額を決定

7. 留意点

①代理返還の考え方について

「代理返還」は、民法上の代位弁済とは異なり、企業等が使用人に代わって奨学金を返還しても使用人に対してその返還額を求めること（求償権の行使）は想定しておりません。

②給与が損金算入されない場合について

役員給与、使用人兼務役員の場合の役員部分の給与は一定のものを除き損金不算入となり、また、過大な使用人給与も損金不算入になります（法人税法34条、36条）。

③各課税について

返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。一方、返還者が従業員である場合は、返還支援額は給与に含まれず課税対象とはなりません。

奨学金返還支援（代理返還）制度の概要

8. 導入企業等が感じている効果

令和6年度および令和7年度に制度を利用している企業等にアンケートを実施しました。
企業等が感じているメリットとして、「採用活動」、「人材定着・離職防止」が高い割合となっています。

企業等が感じている メリット	令和6年度		令和7年度	
	件数	割合	件数	割合
採用活動	546	33.7%	1,596	34.0%
人材定着・離職防止	524	32.3%	1,481	31.6%
社会的イメージ向上	296	18.2%	968	20.6%
税制上の取扱い	236	14.5%	607	12.9%
その他	20	1.2%	37	0.8%
計	1,622	100.0%	4,689	100.0%

9. 企業等向け特設サイトのご案内

企業等の**奨学金返還支援**制度
を活用して、人材確保・定着を目指しませんか？

企業等の皆様へ 学生等(奨学金返還者)の皆様へ

奨学金返還特設の企業等支援制度について 返還支援（代理返還）の仕組みについて 導入企業の声 Q&A お問い合わせ・お申込み 奨学金返還支援制度 全国の導入企業の検索

こんな **お悩み** はありませんか？

✓ 応募者が多い ✓ 若手人材の確保に苦戦している ✓ 企業等のイメージを高めたい

「従業員に代わって、企業等が奨学金返還を行う制度」で、**若手人材にアプローチ！**
今、福利厚生や待遇面を基準に会社を選ぶ学生が増えています。
学生の関心が高い「奨学金返還支援（代理返還）制度」の導入で、
採用力向上、雇用安定さらに税制上のメリット、企業等価値向上も見込めます。

機構ホームページでは、企業等の皆さま向け特設サイトにて、奨学金返還支援（代理返還）制度について、以下の情報を提供しています。

- 返還支援制度のポイント
- 返還支援制度の仕組みについて
- 返還支援制度を導入している企業の声
- 制度に関する質問（Q&A）

是非ご覧ください。

<https://dairihenkan.jasso.go.jp/>